

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第58号 岩国市放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例

議案第59号 岩国市保健センター条例の一部を改正する条例

議案第60号 岩国市国民健康保険条例及び岩国市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第63号 岩国市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

議案第64号 岩国市玖珂福祉センター条例を廃止する条例

議案第66号 岩国市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

議案第67号 岩国市公民館条例の一部を改正する条例

議案第68号 岩国市図書館条例の一部を改正する条例

以上8議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について御報告いたします。

議案第60号 岩国市国民健康保険条例及び岩国市介護保険条例の一部を改正する条例の審査におきまして、委員中から「国民健康保険料と介護保険料の減免について、市民にどのように周知していくのか。また、減免の申請者数をどのくらい見込まれているのか」との質疑があり、当局から「周知の方法については、広報いわくにや市ホームページへの掲載、チラシの作成のほか、更新された保険証を送付する際に同封する「国民健康保険だより」にも掲載することで、周知を図ってまいりたいと考えている。また、申請者数の見込みについては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている人数の把握が困難であることから、はっきりとした試算ができない状況である」との答弁がありました。

また、委員中から「保険料の減免を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならないが、このたびの改正案では、ただし書きで、「市長が当該納期限前7日までに申請書を提出できない特別の事由があると認める場合においては、この限りでない。」と改められている。この「特別の事由」とは、具体的にどのようなものがあるのか」との質疑があり、当局から「本市においては、新型コロナウイルス感染症対策に関することなどの、国から通知があったものを「特別の事由」として位置づけることを考えている」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。